

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山口県、美祢市

2 構造改革特別区域の名称

美祢社会復帰促進センターPFI特区

〔 P F I とは Private Finance Initiative の略で、公共部門が担ってきた社会資本整備や公共サービスの提供について、民間の資金や経営ノウハウを活用することによって、低廉かつ良質な公共サービスの提供をめざす手法〕

3 構造改革特別区域の範囲

山口県の全域

4 構造改革特別区域の特性

特別区域である山口県は、22の市町からなり、瀬戸内海沿岸を中心に中小都市が連鎖状に分布しているが、中核となる都市の形成や県土の7割を占める中山間地域の活性化が課題となっている。また、平成17年国勢調査時には人口が約149万人となり、近年減少傾向が続いていることから、人口減少対策の推進は県政の喫緊の課題となっている。

美祢社会復帰促進センターが設置される山口県美祢市は、無煙炭、石灰石や大理石などの豊富な地下資源を原料とした産業により躍進し、最盛期には人口4万人近くを擁していたが、昭和45年に炭鉱は閉山し、それ以降、若年人口の流出などにより人口減少が続き、平成17年国勢調査時には、人口17,754人、世帯数6,507世帯となっている。

これまで、人口減少に歯止めをかけ、産業の活性化を図り、地域に活力を取り戻すために、工業団地の建設による企業誘致、ハビテーション整備事業（住宅団地・公園等の建設）、市立病院建設、ヘルスパーク整備事業（温水プール・多目的広場・野球場建設）、公共下水道、CATV設置事業等を行ってきた。

また、過疎地域活性化特別措置法による地域指定を受け、最近では、人口定住策として、工業団地（美祢テクノパーク）の造成、住宅団地（美祢ニュータウン「来福台」）の造成・分譲、美祢西インターチェンジの建設と周辺交通基盤の整備、交流拠点施設としての道の駅「おふく」、地域特産品の加工・開発のための農産物加工場、高齢化への対応として老人保健施設「グリーンヒル美祢」の建設などを行ってきた。

これにもかかわらず、長引く景気の停滞による企業収益の減少、進出予定企業の撤退、企業進出意欲の低迷、全国的な少子化の進行と急速な高齢化による生産年齢人口の減少、農業、商業の担い手不足等地域社会の活力の低下に歯止めがかからない状況にあり、他地域との交流の促進、観光振興や地域特産品の販売等の産業の活性化による就業の場の確保、地域経済の活性化が課題となっている。

一方、医療機関については、平成2年4月に美祢市立病院が開院され、年次整備が進み、現在診療科目、内科・外科・整形外科・脳神経外科・放射線科・眼科・耳鼻咽喉科・小児科・泌尿器科・皮膚科の10科及び透析センター、病床数145床で、地域の中核病院として市内診療所（一般10、歯科10）と双方向の連携が徐々に確保されつつある。しかしながら、今後ますます進む高齢化に加え、疾病構造の変化、医療需要の増大、高度化が進む中で、すべての市民が生涯にわたって健やかな生活がおくれるよう、保健・医療・福祉が一体となり、疾病の予防から治療、そしてリハビリテーション、在宅ケアに至る包括的な地域保健医療体制の確立が求められている。特に、美祢市立病院については、地域中核病院として成人病医療や老人医療の需要増に対応できる体制の充実や市民の要望の強い、美祢市及びその周辺地域に診療所のない婦人科の診療科目の増設が急務となっている。

このような状況の中、平成9年に分譲が始まった工業団地「美祢テクノパーク」においては、企業誘致が進まず、1区画も売れない状況になっていたことから、美祢市と美祢市議会は、その充実したインフラを活用した地域活性化の方策として、平成13年に、全国に先駆けて刑務所誘致を行ってきたところ、法務省は、同工業団地に、PFI手法による刑務所を整備することを決定した。

これを受け、山口県と美祢市においては、刑務所誘致による地域雇用の増加や地域経済の活性化、美祢市内において一般住民が婦人科の診療が受けられるよう、刑務所における事務（刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律及びその他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務（以下、「刑務所事務」という。))の民間事業者への委託や、刑務所内の診療所の公的機関への管理委託、地域住民の医療施設の利用を可能にする特区提案を行ったほか、地域住民及び関係機関等の連携・協力に向け、総合調整を行っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 刑務所事務の民間委託による地域の活性化

特区による規制緩和により、国の刑務所事務の民間事業者への委託が可能になり、民間事業者による刑務所内で必要なサービスの提供などを通じて、地域雇用の拡大、地元経済の活性化が促進されるなど、企業誘致や交流人口の増加によって就業の場の確保や産業の活性化を図り、地域社会の活性化をめざす特別区域（山口県）の振興策に合致するものである。

また、刑務所事務について民間事業者の能力を活用した運営が促進されることによる地域活性化の取組は全国初であり、今後のモデルケースとなるものである。

(2) 地域医療体制の整備

美祢社会復帰促進センターが設置される美祢市においては、婦人科医療を行う医療機関がないことから、特区による規制緩和により、刑務所内の診療所の公的医療機関への管理委託や、地域住民の医療施設の利用が可能となることで、美祢市及び周辺地域における婦人科診療が可能となり、特別区域（山口県）が進めている、医療提供体

制の確立に資するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 地域の雇用の促進による人口定住、地域活性化

刑務所内外での民間事業者による刑務所事務及びその関連するサービスの提供を通じて特別区域内の雇用の促進することで、若年層人口の流出など過疎化が進んだ特別区域において人口定住や都市機能の充実を図るとともに、交流の場、教育の場、集いの場の創出を通じて地域の活性化を図り、「ゆとり、やすらぎ、にぎわい」のある地域を目指す。

(2) 地域経済の活性化

施設内の副食費や日常生活用品の地元からの納入のみならず、刑務所に勤務する職員及びその家族が同地域に定住することによる消費の拡大により、地元商工業者や農業生産者への新しいビジネス機会の創出などによる地域経済の活性化を図る。

(3) 地域医療を提供する手段の多様化

刑務所内の診療所が地域住民に開放されることにより、地域医療ニーズへの的確な対応を可能にするなど、地域医療の充実を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 雇用創出効果

刑務所事務の民間事業者への委託により、1,000人規模の刑務所の運営にあたり、警備、職業訓練等常用約50名、パート労働者約60名の地域労働市場からの雇用が見込まれ、美祢市及び周辺地域だけでなく県内全域からの応募を求めるところであり、県内全域の雇用機会が増加する。

また、刑務所に必要なサービスの地元発注により、関連企業等の雇用の増加が見込まれるなど、二次的・三次的雇用も期待される。

(2) 施設内の生活物資消費等による経済効果

収容定数1,000人の施設内で消費される生鮮食料品や日常生活用品等について、美祢市及び周辺地域、さらに県内全域の商工業者や農業生産者から納入されることによる消費効果年間約1億8千万円程度見込まれることや、刑務所に勤務する職員及びその家族が特別区域に居住する(約500人)ことによる消費拡大効果も年間5億6千万円程度見込まれることから、地元への経済効果が期待できる。

(3) 地域医療の充実

刑務所内の診療設備が美祢市及び周辺地域住民に開放されることにより、婦人科医療を行う医療機関がない地域において婦人科医療ニーズへの対応が可能となり、地域医療の充実が図られ、特別区域内における医療提供体制の確立に資する。

(4) 地方税等の増加

受託企業が特別区域内に事務所を有することにより、法人事業税や法人市民税等の増収が見込まれるほか、刑務所に勤務する職員とその家族が定住することにより、県民税、市民税等の増収が見込まれる。

8 特定事業の名称

特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

(510号)

特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業

(511号・929号)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【関連事業等】

(美祢市の取組)

美祢社会復帰促進センター対策室を設置し、地元産品の活用促進、循環型農業の促進、交流人口の増加をめざす観光の振興等に向け、PFI事業者(以下、社会復帰サポート美祢株)のことをいう。)や国、県、地元商工業者等との調整、連携を図っている。

(山口県の取組)

刑務所の建設、運営を円滑に推進、美祢市の受け入れ体制の整備に的確に対応するため、庁内プロジェクトチームを置き、県内産品の利用促進を推進するなど、各分野において、美祢市及び関連機関との調整、連携を図っている。

【必要事項】

農産物、日常生活用品及びサービス等の地元供給体制の確立
地域と共生できる刑事施設として、国、PFI事業者が、地元経済の活性化、地域雇用の優先、地域社会への貢献に資する運営

< 地域との共生に向けた具体的な取組 >

(1) 情報発信

PFI事業者職員・講師・パートの採用、食材・備品などの購買、刑務作業提供企業の募集、受刑者による社会貢献活動活用の案内、地域開放施設の利用案内など、ホームページや自治体広報誌を活用し、地域社会に情報を発信。

(2) 地域経済への貢献

施設整備及び維持管理・運営各業務分野で、地域企業の起用、地域雇用、地元商品の購買を推進

地域労働市場からの雇用・・・事務、保安、調理、清掃、洗濯などの職種で、常用約50名、パート60名程度

循環型農業への参画・・・食材の購入、食物残渣・食用油の廃油や浄化槽からの有機汚泥の提供、労力(刑務作業・社会貢献作業)の提供

(3) 地域社会への貢献

シニア層等との交流の場の提供

職業訓練の一貫として実施する社会貢献活動の成果物を、老人福祉施設や高齢者家庭に無償で提供。(例：生花、福祉用品の補修、各種生活備品の修理、図書補修、拡大図書など)

地域の社会福祉団体と連携し、ニーズに即した社会貢献活動を展開

矯正教育において、家庭教養、基礎学力育成、農園芸など、日常生活上のスキル獲得のメニューの指導者として、地域住民をコアとした組織をつくり、社会貢献活動に参加を希望する住民ニーズに応える。

ジュニア層の教育・レクリエーションの場の提供

薬害教育や生命尊重教育に造詣の深い招聘講師や常勤講師等による講演やワークショップを、教育関係機関との連携の下、地域の小・中・高生を対象に開催。

地域開放エリアに、青少年の野外教育に活用できるフィールド施設を設置し、地域住民に開放。

住民の集いの場

植栽や地域開放公園を整備し、地域住民の訪問しやすい環境とし、診療所、柔剣道場、食堂の利用を促進。

国の矯正展にあわせて、PFI事業者の構成企業の協力のもと、イベント等を開催し、地域住民が楽しめる場を提供。

【別紙 1】

1 特定事業の名称

(1) 番号 510

(2) 特定事業の名称 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

社会復帰サポート美祢 株式会社 (PFI事業者)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

社会復帰サポート美祢 株式会社 (PFI事業者)

(2) 事業が行われる区域 山口県の全域

(3) 事業の実施開始時期 構造改革特区計画認定の日からただちに

(4) 事業により実現される行為等

刑務所事務のうち、これまで民間委託は清掃や一部運転事務のみであったが、施設警備、収容監視、職業訓練、信書の検査補助などの事務を、一定の要件を満たす民間事業者へ委託することが可能となり、民間事業者の能力を活用した効率的な刑務所運営が行われる。

【委託事務の範囲】

収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施

受刑者の分類のための調査の実施

被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止、その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）

被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施（ に掲げるものを除く。）

被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施

被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助

被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助（信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報 の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。）

被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施
被収容者の領置物（金銭を除く）の保管
収容の開始に際して行う被収容者の指静脈の情報の電磁的方法による採取の実施
受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講和その他これらに関する事務の実施
その他 から の事務に準ずるものとして政令で定める事務

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁ずることを、構造改革特別区域法における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の特例に規定しており、地元との共生をめざす刑務所の運営が適正に行われるよう、当該守秘義務について、委託者である国は、受託したPFI事業者に対し徹底を図ること。
- (2) 委託事務従事者は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなすことを構造改革特別区域法における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の特例に規定しており、地元との共生をめざす刑務所の運営が適正に行われるよう、当該みなし公務員規定について、委託者である国は、受託したPFI事業者に対し徹底を図ること。
- (3) 当該事業実施にあたっては、法務省、山口県、美祢市、山口県警察、社会復帰サポート美祢(株)との連携のもと、通年で刑務所を警察官立寄所に指定することを検討するなど、地域の公共の安全を確保することとする。
- (4) 誘致からこれまで、市、法務省等において、地元への説明会を開催したほか、地域住民で組織する美祢社会復帰センター連絡協議会の設置、地元事業者への窓口設置などを行い周辺住民等の理解と協力を得てきたところであり、今後も当該事業実施にあたり、法務省、美祢市、PFI事業者等との連携のもと、地域住民との協力関係を築いていくこととする。

【別紙 2】

1 特定事業の名称

(1) 番号 511 929

(2) 特定事業の名称 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

美祢市（美祢市立病院）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

美祢市（美祢市立病院）

(2) 事業が行われる区域 山口県の全域

(3) 事業の実施開始時期 構造改革特区計画認定の日からただちに

(4) 事業により実現される行為等

刑務所等における診療所の管理を公的医療機関に委託することが可能となる。また、地域住民の診療のために、当該診療所施設の利用が可能となる。

美祢市及びその近隣町村に婦人科医療を行う機関がないことから、美祢社会復帰促進センターにおいては、婦人科診療について一般開放し、婦人科医療ニーズに対応する。

診療科目と診療日数

別添、美祢社会復帰促進センターの診療日数等参照

5 当該規制の特例措置の内容

公的医療機関開設者に委託された刑務所施設内病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであった者が当該事業に関して知り得た人の秘密を正当な理由なく漏らしたときの罰則規定を、構造改革特別区域法における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の特例に規定しており、美祢市（美祢市立病院）において、刑務所内で診療に従事する者に対し、守秘義務について徹底することとする。

当該事業実施にあたっては、受託する美祢市（美祢市立病院）において、刑務所内の診療所の適正な運営が図られるよう、診療内容等について調整することとする。